

## 公告第1号

令和6年度美波町グローバル人材育成業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和6年2月19日

美波町長 影 治 信 良

### 記

#### 1. 趣旨

町内中学生を対象に、姉妹都市であるオーストラリアケアンズ市との交流プログラムを実施することにより、国際理解や友好交流を深め国際感覚を醸成するとともに国際的な視野を持って活躍できるグローバルな人材を育成するため、美波町グローバル人材育成業務（以下「業務」という。）を行う。

本業務を遂行するにあたり、専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するものである。

#### 2. 業務内容

##### (1) 業務名

令和6年度美波町グローバル人材育成業務

##### (2) 対象地

オーストラリア ケアンズ市

##### (3) 業務内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

##### (4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年9月20日まで

#### 3. 予算額

9,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む）以内

※予算不足の場合は補正予算を行う

#### 4. 参加資格

当該プロポーザルに参加するものは、参加表明書提出期限（令和6年3月11日）現在に

において、以下の要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 次の要件を備えた者であること。
  - ① 法人等を設立して10年以上経過していること。
  - ② 過去10年以内に、自治体や教育機関等で本業務と同種・類似の海外との交流業務の受注実績を有する者であること。
  - ③ 対象地に現地での対応可能な提携先等があること。
  - ④ 現地教育省との調整等に必要なライセンス等を保持していること又は保持している提携先等が現地にあること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国または地方自治体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者でないこと。
- (7) 美波町暴力団等排除措置要綱（平成23年3月25日付け美波町告示第6号）の入札参加排除措置を受けていないこと。

## 5. プロポーザルの方法

### (1) 選定方法

本プロポーザルは、参加証明書及び企画提案書の添付資料をもとにヒアリングを実施した上で、本プロポーザル審査委員会が審査を行い、優先交渉権者を1者、次点者を1者選定する。

### (2) スケジュール

日 程	項 目
令和6年2月19日（月）	実施要領等の公表、配布
令和6年2月26日（月）	参加表明書及び企画提案書に対する質問提出期限
令和6年3月4日（月）	参加表明書及び企画提案書に対する質問書の回答
令和6年3月11日（月）	参加表明書及び企画提案書の提出期限
令和6年3月21日（木） 予定	プレゼンテーション
令和6年3月26日（火） 予定	優先交渉権者、次点者の特定及び審査結果の公表
令和6年3月27日（水） 予定	優先交渉権者から見積聴取
令和6年3月下旬（予定）	契約の締結

## 6. 閲覧方法

美波町ホームページにより、実施要領等を公開する。

7. 事務局

〒779-2395 徳島県海部郡美波町奥河内字本村18番地1

美波町役場政策推進課 姉妹都市・友好都市及び国際交流担当

担当者 書記 澤野 朋佳

電話 (0884) 77-3616

FAX (0884) 77-1666

美波町ホームページ <http://www.town.minami.tokushima.jp/>

電子メール [sawano.tomoka@minami.i-tokushima.jp](mailto:sawano.tomoka@minami.i-tokushima.jp)